

特定商取引法改正問題に関する状況について

1. 経緯等

(1) 改正の背景

一般消費者に対する訪問販売等を規制している特定商取引法（以下「特商法」という。）については、消費者トラブルの実態に応じ、その対象商品・役務を指定して規制し、これまで必要に応じ対象商品・役務が追加指定されてきた。しかし、規制の後追いの原因となっていることから、政府の消費者政策会議（首相が会長、国交大臣も委員）において、この指定取引・役務制を廃止して原則全ての取引商品・役務を規制する可能性について検討することになり、次回通常国会での法改正に向け、現在、主管の経済産業省と各業種所管大臣との間で調整が進められている。

(2) 自動車の点検・整備が対象となった場合の影響

特商法の対象となった場合、自動車の点検・整備については、訪問販売、電話勧誘販売により受注した場合、①販売に先立ち、事業者名、契約を勧誘する趣旨、サービスの種類、担当者名を明らかにする。②契約を受け付けた際にその内容を明らかにした書面（契約書）の交付、③書面の交付から8日間のクーリングオフ制度、④規制に違反した場合の立入調査、改善指導、業務停止（経産大臣と各業所管大臣による。）などの規制がかかることとなり、事業への影響が懸念される。

2. 要望

国（運輸局長）の認証を受けた自動車の分解整備事業者の行う自動車の点検・整備については、特定商取引法の適用対象外とすべき。

「理由」

(1) 規制対象とされる理由が不明確

認証を受けた事業者が行う自動車の整備については、道路運送車両法に基づく遵守事項により消費者保護が図られており、特に問題が生じておらず、現時点で規制対象とされる理由が不明確である。

(2) 道路運送車両の安全の確保及び環境の保全に対する影響

自動車の点検整備は、道路交通の安全の確保、環境の保全に大きな役割を果たしており、自動車整備事業者は、自動車使用者に代わり道路運送車両法の規定に基づき車検及び定期点検整備を実施し、安全の確保及び環境の保全に努めている。

今回の改正案により、適用対象商品・役務とされた場合、自動車整備事業者にとって、新たな負担が発生することになり、特にクーリングオフが適用されることとなった場合、来店できない自動車使用者への点検整備の入庫促進が鈍化し、点検整備実施率の低下から安全、環境面に悪影響を及ぼすことが考えられる。

(3) 新たな負担増加

規制対象とされた場合、事業者に新たに大きな負担が掛かり、その事業運営に悪影響を及ぼすこととなる。

- ① 受注した際、新たな書面（契約書等）の交付が必要となり、記載内容の変更等に伴う手間等の増加に加えて、印紙の貼付が求められなど整備業界に与える影響が大きい。
- ② 契約書面交付から8日以内の間であれば消費者による無条件の申し込みの撤回（クーリングオフ）が可能であり、自動車の整備は契約後1～3日で作業が完了するケースが多いが、例え役務が完了していたとしても、悪質な消費者によりクーリングオフされる可能性がある。

この場合、役務に係る費用の返還をするばかりではなく、車検更新時に必要な法定費用（検査手数料、重量税費用等）の回収が出来なくなる恐れがあり、整備事業者に与える影響は、甚大なものがある。